

伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成 28 年 3 月 10 日告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市総合計画に掲げる「あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり」を目指し、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティ（今まで典型的であるとされてきたかたちと違う性のあり方をもつ人をいう。）である 2 人が、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約したことをいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子を含め、家族であると約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(パートナーシップの宣誓の要件)

第 3 条 パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をすることができる者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。併せて、ファミリーシップの宣誓をする場合は、第 4 号にも該当するものとする。ただし、宣誓者が同性婚が認められている国又は地域で婚姻しているときは、宣誓者は第 1 号及び第 3 号に該当するものとする。

- (1) パートナーシップにある双方が成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が独身であること。
- (3) パートナーシップにある双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (4) ファミリーシップにあるものが、パートナーシップにあるものの実子または養子であること。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓は、宣誓者が、市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第 1 号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、当該市職員に提出することにより行うものとする。

- 2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、宣誓者が同性婚が認められている国又は地域で婚姻しているときは、宣誓者が現に婚姻していることを証

明する書類をもって現に婚姻していないことを証明する書類に代えることができる。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 宣誓をしようとする者の双方が現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したのもの等をいう。いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者(以下「ファミリーシップ対象者」という。)との関係を確認することができる書類

- 3 宣誓者は、宣誓する日程等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。
- 5 宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該宣誓者の立会いのもとで、他の者に代書させることができるものとする。
(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 宣誓をした者が希望したときは、その双方に別に定めるカードタイプのパートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、受領証カードの交付を受けた者が当該受領証カードを紛失若しくは汚損等した場合において、受領証カード再交付申請書(第4号様式)を提出したときは、受領証カ

ードを再交付するものとする。

(証明書の交付)

第8条 市長は、宣誓をした者が希望したときは、次の各号に該当する場合に限り、伊賀市が独自に発行する証明書の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と表記し発行することができる。

- (1) 住民基本台帳上、同一世帯であること。
- (2) 別に定める様式(様式第5号)により証明書の続柄変更について申出があること。
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を提示できること。

(宣誓書記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第6号。以下「内容変更届」という。)を、交付済みの受領証等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

(パートナーシップ・ファミリーシップの解消)

第10条 宣誓をした2人の一方若しくは双方が市外に転出したとき、又はパートナーシップが解消されたときは、当事者の一方又は双方は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)にパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カード(受領証カードの交付を受けている場合に限る。)を添付し市長に提出しなければならない。

(他の自治体との連携)

第11条 パートナーシップ制度自治体連携ネットワーク規約(以下「規約」という)第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、市内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書してパートナーシップ宣誓継続申告書(様式第8号)(以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
- (2) 住民票の写し

3 市長は、第1項の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。